

若草大橋有料道路無料化促進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、若草大橋有料道路無料化促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「若草大橋有料道路」の無料化に向けた取り組みを行うことにより、利根川架橋「栄橋」の渋滞解消及び「若草大橋有料道路」の利用促進を図り、もって交流人口・関係人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的とする。

(取組事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 「若草大橋有料道路」無料化の実現に向けた具体的事項に関すること。
- (2) 「若草大橋有料道路」の利用促進に関すること。
- (3) 資料の収集及び情報交換に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他目的達成のために必要があると認められる事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。ただし、会長が特に必要と認めた場合には、協議会構成員以外の参加を求めることができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 役員は、総会において選任する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員に欠員が生じたとき、その後任者として就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(総会)

第7条 協議会の総会は、年1回開催し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。

2 総会は、会長が議長となり、次の事項を審議決定する。

(1) 規約の制定及び改定に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) 役員の選出に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

(幹事会)

第8条 協議会に幹事会を置き、別表2に掲げる者をもって構成する。

2 幹事会は、協議会の事業運営に必要な企画・立案を行う。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、会長の属する地方公共団体に置く。

(経費)

第10条 協議会の経費は、構成地方公共団体の負担金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年6月25日から施行する。

(役員の任期の特例)

2 第5条第3項に規定する役員の任期は、この規約の施行後最初に就任した役員に限り、就任した日から令和8年6月30日までとする。

別表 1（第 4 条関係）

協議会の構成員

職 名	備考
龍ヶ崎市長	
河内町長	
利根町長	
龍ヶ崎市議会議員	
河内町議会議員	
利根町議会議員	
茨城県議会議員（龍ヶ崎市・利根町選挙区選出議員）	顧問
茨城県議会議員（龍ヶ崎市・利根町選挙区選出議員）	顧問
茨城県議会議員（稲敷市・河内町選挙区選出議員）	顧問

別表 2（第 8 条関係）

幹事会の構成員

市町名	職 名
龍ヶ崎市	企画課長
河内町	企画財政課長
利根町	政策企画課長